

大阪市廃棄物減量等推進審議会 第3回手数料あり方検討部会 会議要旨

- 1 日 時 平成 20 年 12 月 25 日（木） 午前 10 時から午前 11 時 40 分まで

2 場 所 大阪市環境局 第 1 会議室（あべのルシアス 12 階）

3 出席者 （委 員）
村田部会長、竹内委員、田村委員、藤田委員
（大阪市説明者）
深津環境局企画担当課長、松本環境局収集輸送効率化担当課長、山本環境局一般廃棄物規制担当課長、清原環境局企画担当課長代理（司会）

4 議 題 ごみ処理手数料のあり方について

 - ・ごみ処理手数料における「数量の認定」方法
 - ・手数料の徴収方法
 - ・排出日量 10kg 未満事業所の取扱い

5 議事要旨

（1）大阪市から「大阪市廃棄物減量等推進審議会 第 3 回手数料あり方検討部会資料」、「同 参考資料」に基づき説明があった。

（2）意見等の概要は以下のとおり

ア 現行、平均比重 1/3 で量認定している問題について、家庭系ごみの組成分析の結果で比重 0.2 が示されているが、前回審議会資料の事業系ごみの排出実態及び今回資料の他都市例からも 0.2 に変更することは問題ないと考えられる。

イ 例えば、廃棄物の処理原価を反映してごみ処理手数料の水準を引き上げても、事業系ごみの組成分析では紙ごみが 4～5 割を占めており、それをリサイクルするように誘導できれば、ごみ減量が進み、実質値上がりにはならないのではないかと。

ウ 10kg 未満/日の事業系ごみについては、有料化することが適切である。ただし、ごみ全体に占める割合が少なく、減量という意味では排出量に大きく影響しないことや、排出量を実際より少なく偽る者がでてくるといった点に注意が必要だ。

エ 有料指定袋制度の運用にはいくつかの課題があるので、導入する場合には、一般廃棄物許可業者の協力が重要になる。

オ 有料指定袋にすると、ごみ処理手数料が明確になるので、ごみ減量の意識向上には良い方法だ。

カ アパート・マンションのごみについて、神戸市のように有料指定袋による許可業者収集を認めるのもひとつの考え方だが、有料ではあるがいつでも排出できるという状態は、ごみ減量の観点から考えると疑問もある。

キ ごみ処理手数料の値上げを行う場合、ごみの減量を促すためリサイクルルートの確保が重要である。一方で、不法投棄の増加及びごみ量のリバウンドも懸念される。特に、有料化を行うと約 4 割の自治体が「不法投棄の増加」があったというデータがあるので、その対策も併せて行う必要がある。

ク 2R あるいは 3R を推進するために有料指定袋を導入するのだから、導入する場合にはあまり例外規定を作るべきではない。

ケ 有料指定袋制度は、これまでの制度と大きく変わるので、許可業者など関係者の意見を聞く必要もあるのではないかと。

（3）今後の審議スケジュール
平成 21 年 1 月以降に開催予定

6 会議資料

（1）大阪市廃棄物減量等推進審議会 第 3 回手数料あり方検討部会 資料

（2）〃 〃 参考資料